

令和7年4月15日		
資 料 提 供		
担 当 課	教育委員会	総務課 吉村(内3668 直通Tel073-441-3640)

不正行為等通報の受理・処理状況について

令和7年3月中に教育委員会で受理した不正行為等通報(教育委員会事務局等や県立学校の業務に係るもの)について、概要を公表します。

1 教育委員会の通報の件数

(1)通報者別

通報者	件 数(内匿名)
県民等	5(5)
職員等	2(1)
計	7(6)

(2)通報方法別

通報者	件 数(件)
電子メール	5
郵便・FAX	2
その他	0
計	7

2 教育委員会で受理した通報内容と処理状況

(教育委員会)・・・教育委員会で受理・調査・処理

通 報 内 容		処 理 状 況
①	ある県立学校の職員による生徒への不適切な言動があった。	調査の結果、一部事実が認められたため、校長から当該職員に対して指導を行った。
②	ある県立学校の職員が、生徒とSNSのやりとりをしたり、日常の教育活動に不要なものを生徒が出入りできる場所に置いている。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、校長から当該職員に対して指導を行った。
③	ある小学校の学級経営のあり方について、安心して勉強できる環境となることを求める。	通報内容について当該校を所管する市町村教育委員会に回付し、調査を依頼した結果、学校長及び市町村教育委員会は問題があると認識しており、状況の改善に取り組んでいるとの報告を受けた。
④	ある所属の所属長からの職員に対するハラスメント行為が改善されていない。	調査の結果、ハラスメント行為に該当するような事実はなかったことを確認した。 また、当該所属長に対し、再度、誤解を招くような言動に気をつけるとともに、風通しの良い職場環境を構築するよう、厳重に注意した。
⑤	ある県立学校において複数人で授業を行うべきところを一人で行っている。また、実習を行っていない。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、校長に対して指導を行った。
⑥	ある県立学校の生徒指導の方法が行き過ぎでないかと感じる。	調査の結果、通報の事実が認められ、生徒指導の方法として一部配慮にかける指導であったため、校長に対して指導した。
⑦	ある市町村の職員採用試験において、過去に不正があった。	所管外のため、不受理とした。

通報内容を分類すると次のようになります。

(1)職員の不正・不当な執務又は行為に関するもの

4 ① ② ④ ⑥

(2)県の行政事務処理、その他に関するもの

3 ③ ⑤ ⑦

なお、通報に係る調査・処理結果を分類すると次のようになります。

(1)調査の結果、是正の必要がないもの

2

(うち通報内容が事実とは認められないもの)

1 ④

(うち通報の事実はあるが、違法又は不正・不当とは認められないもの)

0

(うち通報された情報だけでは、事実確認が困難なもの)

0

(うち通報の有無にかかわらず是正措置を講じるなど、対応しているもの)

1 ③

(2)調査を契機に是正がなされた又は是正措置を講じたもの

4 ① ② ⑤ ⑥

(3)調査を継続中としたもの

0

(4)不受理としたもの

1 ⑦

3 前々月以前の通報に係る処理状況

前々月(2月)以前に受理した通報で「調査中」としていた事案のその後の処理状況については、以下のとおりです。

通 報 内 容		処 理 状 況
R7.2月①	ある県立学校の運動部外部コーチが、不適切な言動を行っている。	調査の結果、一部通報の事実が認められたため、校長から当該コーチに対して指導を行った。
R7.2月②	ある所属の所属長が施設の駐車場を不正利用している。	調査の結果、不正利用の事実は認められなかった。